

千葉市学校適正配置の基本的考え方

～夢広がる学校づくりへ向けて～

答申骨子

平成19年3月

第2次千葉市学校適正配置検討委員会

1	学校適正配置の必要性	1
(1)	「公立学校の教育の充実」	1
(2)	「教育環境の公平性」	1
(3)	「教育資源の再配分と有効活用」	1
2	第1次学校適正配置からの課題	1
(1)	「規模だけでなく配置からの検討の必要性」	1
(2)	「学校と地域の間係を考慮することの必要性」	1
(3)	「将来を見据えた学校適正配置計画の必要性」	1
3	学校適正配置のあり方について	2
(1)	適正規模の基準	2
	適正規模を考える視点	
	適正規模の基準	
(2)	学校配置の基準	2
	学校配置を考える視点	
	学校配置の基準	
(3)	学校適正配置のあり方	3
	学校規模と学校配置の間係	
	学校適正配置の具体案	
4	学校適正配置の取り組み方について	4
(1)	大規模校・小規模校への対応	4
	大規模校(25学級以上)について	
	小規模校(12学級未満)について	
(2)	小規模校の学校適正配置の取り組み方	5
	学校適正配置(統合)について	
	学校適正配置(統合)の具体例	
	～学校適正配置の推進に向けて～	9

学校適正配置の必要性と課題

1 学校適正配置の必要性

(1) 「公立学校の教育の充実」

教育環境を整備し、公立学校における教育の充実を図る観点からも、学校規模の適正化を進めていく必要がある。

(2) 「教育環境の公平性」

学校規模の適正化及びそれを実現する学校配置は、学校規模の大小による教育環境の不均衡や地域格差等の是正、教育環境の公平性という観点からも必要である。

(3) 「教育資源の再配分と有効活用」

学校規模の適正化は、学校運営の効率性の向上や教育資源の再配分による有効活用の観点からも、必要である。

2 第1次学校適正配置からの課題

(1) 「規模だけでなく配置からの検討の必要性」

通学距離、小・中学校配置のバランス、地域と通学区域の整合など、学校規模だけではなく学校配置についても検討が必要である。

(2) 「学校と地域を考慮することの必要性」

統合による学校配置の再編成を検討する際は、地域の活動団体や、地域としてのまとまりに配慮し、通学区域の調整を同時に行うことが必要である。

(3) 「将来を見据えた学校適正配置計画の必要性」

学校適正配置は、将来を見据えて計画的に進められるべきである。

学校適正配置のあり方

3 学校適正配置のあり方について

(1) 適正規模の基準

適正規模を考える視点

ア 小学校と中学校の規模を分けてとらえる視点

小学校と中学校それぞれの望ましい規模

イ 子どもの集団活動等の視点

多様な人間関係を育むことのできる規模

ウ 学校運営と指導体制の視点

学校運営や教員の力量向上、中学校での教科担任制、今日的な教育の展開等のために適正な規模

適正規模の基準

< 望ましい規模 >

小学校は18学級(各学年3学級)以上24学級以下、中学校は12学級(各学年4学級)以上24学級以下を、望ましい規模とする。

本市の実情を鑑み学校規模の適正化を進める上での基準を定めた。

< 学校規模の適正化を進める上での規模 >

- 1 小学校は、各学年2学級以上、全体で12学級以上30学級以下とする。
- 2 中学校は、各学年4学級以上、全体で12学級以上30学級以下とする。

(2) 学校配置の基準

学校配置を考える視点

ア 地域格差の是正の視点

児童生徒の教育環境に格差が生じないような配置

イ 学校と地域との関係への配慮の視点

学校と地域との関係を配慮した、全市的にバランスある配置

ウ 適切な通学区域の視点

通学距離の負担への配慮と安全性の確保

学校配置の基準

- 1 児童生徒の教育環境に格差が生じないよう、学校は各地域にバランスよく配置されていることが望ましい。
- 2 通学区域は行政区や地域のまとまりと整合していることが望ましい。
- 3 児童生徒の通学を考慮し、児童生徒の居住地から4km以内に小学校、6km以内に中学校が存在していることが望ましい。

(3) 学校適正配置のあり方

学校規模と学校配置の関係

適正規模と適正配置の基準をふまえた、学校適正配置の新たな基本的考え方

- 1 適正規模の学校を各地域にバランスよく配置することを目標とする。
(規模と配置のいずれを優先して考えるかは、地域の実情による)
- 2 小学校と中学校の学校適正配置を一体のものとして考える。また、可能な限り、1中学校区に複数の小学校が存在するようにする。
- 3 通学区域は行政区や地域のまとまりと整合していることが望ましい。ただし、地域の実情や通学距離により通学区域は弾力的なものとする。学校適正配置は、必要に応じて通学区域の調整と併せて行う。
- 4 学校適正配置を進めるにあたっては、将来を見通した推計を基に計画的に行う。

学校適正配置の具体案

- ア 小学校は、全体で12学級以上(各学年2学級以上)30学級以下の規模で、概ね通学距離4km以内に存在するよう学校を配置する。
- イ 中学校は、全体で12学級以上(各学年4学級以上)30学級以下の規模で、概ね通学距離6km以内に存在するよう学校を配置する。
- ウ 4km以内に複数の小学校が、また6km以内に複数の中学校が存在する地域は、適正規模の確保を優先する。
- エ 地域のまとまりごとに、望ましい小・中学校数を明らかにし、小・中学校を一体として学校適正配置を検討する。
- オ 必要に応じ、学校適正配置と併せて通学区域の調整を行うことが求められる。

学校適正配置の具体的取り組み方

4 学校適正配置の取り組み方について

(1) 大規模校・小規模校への対応

大規模校(25学級以上)について

大規模校については、以下の対応を検討する。

- ア 近接する学校との通学区域の調整により、学校規模の適正化を図る。
- イ 上記アと共に、通学区域の調整が困難な場合30学級までは、特別教室の改修や仮設校舎の建設を行う。
- ウ 上記ア・イの方法で対応すると共に、さらに長期間にわたり大規模校の状態が予測される場合は、増築を行う。
- エ 上記ア～ウの方法で対応すると共に、さらに過大規模校(31学級以上)化が長期にわたると予測され、かつ学校用地が確保されている場合は、新設校の検討を行う。

小規模校(12学級未満)について

本市の学校のうち、平成18年度及び平成24年度(推計)ともに12学級未満の小規模校は、下表の小学校40校、中学校28校である

表 小規模小学校40校・中学校28校一覧

区	小学校40校<43校>	中学校28校<30校>
中央区	生浜、弁天、仁戸名、大巖寺	末広、葛城、椿森、松ヶ丘、川戸、星久喜
花見川区	畑、横戸、花見川第一、花見川第二、花見川第三、柏井、<西小中台>	犢橋、花見川第一、さつきが丘、花見川第二、<天戸、朝日ヶ丘>
稲毛区	弥生、小中台南	緑町、千草台、都賀
若葉区	千城、坂月、白井、更科、大宮、千城台北、千城台西、大宮台、千城台南、若松台、源<千城台旭、都賀の台>	白井、更科、千城台西、大宮、千城台南
緑区	椎名、平山、大木戸、越智	土気、越智
美浜区	稲毛第二、幸町第二、高洲第二、真砂第三、真砂第四、高洲第四、真砂第五、稲浜、幸町第四、高浜第二、磯辺第二、高浜第三、磯辺第四	幸町第一、真砂第一、真砂第二、高洲第二、高浜、磯辺第一、稲浜、磯辺第二

*参考として、18年度は12学級以上であるが24年度推計で12学級未満となる学校を< >内に示す。これを入れると小学校43校、中学校30校となる。

小規模校が集中している地域と分散している地域があるという地域性に注目して、対応の基本的な考え方を、小規模校が集中している地域については「Aパターン」、分散している地域の中でも学校が近接している地域については「Bパターン」、学校間が離れている場合は「Cパターン」に整理した。

- ア 比較的狭い地域に複数ある小規模校については、地域の枠組みの中で、再編等により適正化を行う。(Aパターン)
- イ 分散している小規模校については、次の案を検討する。
- a 近接する小規模校または適正規模校との統合を行う。
 - b 近接する大規模校または適正規模校との通学区域の調整により適正化を図る。
 - c 通学手段の確保による離れた学校同士の統合を行う。(Cパターン)
- ウ 上記ア・イの検討の際には、小中一貫校等、多様な方法も検討する。また、必要に応じて、通学区域の調整を検討する。

(2) 小規模校の学校適正配置の取り組み方

今後特に必要となる小規模校の学校適正配置(統合)について、案の策定から跡地の利用までの流れにそって、具体的な進め方を以下のようにまとめた。

学校適正配置(統合)について

A 学校適正配置(統合)計画案の策定

- ア 教育委員会は、学校適正配置(統合)を検討する地域や学校を公表する。
- イ 学校適正配置(統合)を検討する地域または通学区域に自治会、PTA・保護者会、青少年育成関係団体などから構成される、地元代表の協議会(仮称)を設置する。
- ウ 地元代表の協議会は、教育委員会から示された原案をもとに、必要に応じて地元・学校関係者などの意見を広く聞き、統合候補校、通学区域、統合時期、新たな教育環境の創出などを含む学校適正配置(統合)計画案を検討する。
- エ 地元代表の協議会と教育委員会が協議し、学校適正配置(統合)計画を策定する。

B 学校適正配置(統合)に向けての教育環境の条件整備

- ・教育委員会は、新しい学校におけるハード面とソフト面で教育環境の以下に示す条件整備を具体的に説明し、学校適正配置(統合)によるメリットを示す必要がある。また、学校適正配置(統合)により削減した財源分は、教育環境充実に使うよう努める。
- ア 将来にわたって適正規模が維持できるようにする。
- イ 通学路の安全性を確保する。
- ・通学路の安全性を確認して、安全な通学路の確保に努める。
 - ・既存の安全対策の充実を図る。(例えば通学路安全マップの作成、学校セイフティーウォッチャーなど)
 - ・新たな通学路の指定に関して、必要となる交通安全施設については、関係機関に要望する。(例えば信号機や横断歩道等)

- ウ 教育資源の再配分の観点から、教育環境がより良くなるよう、新設校にふさわしいハード面・ソフト面の整備を図る。
- a <ハード面> 校舎の経年を考慮しつつ、大規模改修、改築等により、施設設備の充実を図る。
- ・新しい学校のスタートが実感できる校舎の整備、体育館・プールの修繕、校庭整備、校門整備等に努める。
 - ・校舎の経年と現状を勘案し、大規模改修と改築を検討する。
- b <ソフト面> 統合により生じる急激な教育環境の変化に伴う子どもたちの負担等を軽減すると共に、教育内容の充実を図るため、教職員配置などに次のような一定期間の措置を行う。
- ・合意形成から統合実施までの準備期間における、交流事業の実施及びカウンセリングなどの方策を検討する。
 - ・統合実施から一定の期間は統合校に教員を加配するよう努める。
 - ・統合実施の際は、当該地域の実情を勘案した教職員の異動と配置が望ましい。
- エ 子どもルームなど既存の公共施設は、統合後も存続できるよう配慮する。
- オ 新校名とすることを原則とし、統合対象校の歴史の保管に配慮する。

C 学校適正配置(統合)の合意形成

- ア 学校適正配置(統合)にあたっては、学校適正配置(統合)計画案に対する地元(当該児童生徒の保護者、対象となる地域の住民)の合意形成を図ることが重要である。
- イ 地元の合意形成とは、十分な討議がなされることであり、地元代表の協議会が中心となっていく。
- ウ 合意形成が得られた地域については、教育委員会が責任を持って、学校適正配置を推進する。

D 学校適正配置(統合)の時期と移行期間の設定

- ア 学校適正配置(統合)についての合意形成がなされた後は、地元代表と教員代表等による統合準備会(仮称)を設置する。
- イ 学校適正配置(統合)をする際は、統合の実施時期とそれまでの移行期間を定める。適正配置(統合)は、合意形成がなされてから5年以内の実施を目安とする。
- ウ 学校適正配置(統合)準備会は、児童生徒や保護者・教職員の意見の把握に努めると共に、移行期間には可能な限り児童生徒の交流事業等を実施し、準備を進める。

E 跡地利用の検討

- ア 学校が地域の中核的な役割を担っていることから、跡地利用についても、地元の様々な活動の場や、地域の活性化・発展のために有効な活用方法を検討する。
- イ 市は、跡地の活用にあたって、地元の要望に配慮しながら、様々な視点から総合的な検討を進める。

学校適正配置(統合)の具体例

学校適正配置(統合)の具体例についてA・B・Cのパターン別に以下のよう
に整理した。この中で、まず学校適正配置(統合)を先行して検討すべきな
のは、小規模校が比較的狭い地域に集中しているAパターンの地域である。

ア 地域の枠組みの中での再編等による適正配置(統合) - Aパターン

比較的狭い地域に小規模校が集まっている地域については、地域の枠組みの
中で学校適正配置(統合)の検討が必要である。そのような地域として花見川
地区と千城台地区、打瀬・幕張西を除く美浜地区を取り上げ、美浜地区につい
ては5か所の地域の枠組みを設定した。

表 複数小規模校集中地域の小規模小学校21校<22校>
小規模中学校12校<13校>

Aパターン		検討地区の小中学校(12学級未 満は21校<22校>)	18学級規模 にした参考値 小学校	検討地区の中学校(12学級未 満は12校<13校>)	18学級規模 にした参考値 中学校
花見川地 区	小規模校 小4中2	花見川一小、花見川二小 花見川三小、柏井小	7 4校 (3.9校)	花見川一中、花見川二中	3 2校 (1.6校)
	その他 小3中1	長作小、作新小、花島小		<天戸中>	
千城台地 区	小規模校 小4中2	坂月小、千城台北小 千城台西小、千城台南小	6 3校 (2.4校)	千城台西中、千城台南中	2 1校 (1.0校)
	その他 小2中0	千城台東小、<千城台旭小>			
美浜1、 真砂地区	小規模校 小2中2	真砂三小、真砂四小	4 2校 (2.0校)	真砂一中、真砂二中	2 1校 (0.8校)
	その他 小2中0	真砂一小、真砂二小			
美浜2、 磯辺地区	小規模校 小2中2	磯辺二小、磯辺四小	4 2校 (1.9校)	磯辺一中、磯辺二中	2 1校 (0.8校)
	その他 小2中0	磯辺一小、磯辺三小			
美浜3、 高洲・稲 毛海岸地 区	小規模校 小4中2	稲毛二小、高洲四小 真砂五小、稲浜小	4 2校 (1.1校)	高洲二中、稲浜中	2 1校 (0.4校)
	その他 小0中0	-		-	
美浜4、 高洲・高 浜地区	小規模校 小3中1	高洲二小、高浜二小 高浜三小	6 4校 (3.3校)	高浜中	2 2校 (1.1校)
	その他 小3中1	高洲一小、高洲三小 高浜一小		高洲一中	
美浜5、 幸町地区	小規模校 小2中1	幸町二小、幸町四小	4 3校 (2.4校)	幸町一中	2 1校 (0.9校)
	その他 小2中1	幸町一小、幸町三小		幸町二中	

* 小規模校は、平成18年・24年とも12学級未満とした。その他は平成18年・24年のいずれ
かが12学級以上。参考として、18年度は12学級以上であるが24年度推計で12学級未満と
なる学校を< >内に示す。

* 小中学校数は、平成18年は5月1日現在の児童生徒数をもとに、小学校は1学級32人、中
学校は1学級35人の18学級規模とした場合の、単純計算によるデータ上の参考値。

イ 近接する学校との学校適正配置(統合) - Bパターン

小規模校が分散している地域では、近接する小規模校や適正規模校との統合や、学区調整による規模の適正化など多様な方法を検討する必要がある。

表 近接する学校との検討が考えられる小規模小学校16校<18校>

Bパターン

区	小規模校 小学校	直線距離2km以内に立地する小学校 行政区外の小学校は除く		
		12学級未満	12学級以上18学級以下	19学級以上
中央区	生浜小	大巖寺小	生浜西小、生浜東小	
	弁天小	本町小、登戸小	新宿小、鶴沢小	院内小
	仁戸名小	松ヶ丘小	大森小、川戸小	星久喜小
花見川区	大巖寺小	生浜小、松ヶ丘小	大森小、生浜東小	蘇我小、宮崎小
	畑小	長作小	検見川小、幕張東小、 <西小中台小>、さつきが丘東小、 さつきが丘西小、朝日ヶ丘小	花園小、瑞穂小
	横戸小	花見川一小、花見川二小、 柏井小		こてはし台小
稲毛区	<西小中台小>	畑小	検見川小、さつきが丘東小、 さつきが丘西小	花園小、瑞穂小
	弥生小		都賀小、稲丘小、緑町小、 千草台小、千草台東小	轟町小、小中台小
	小中台南小		稲毛小、稲丘小、柏台小	園生小、小中台小
若葉区	大宮台小	大宮小		
	大宮小	千城小、坂月小、大宮台小		
	千城小	坂月小、大宮小		
	源小		みつわ台北小、<都賀の台小>	みつわ台南小
緑区	<都賀の台小>	源小	みつわ台北小	北貝塚小、みつわ台南小
	越智小	大木戸小		
	平山小		泉谷小、扇田小	小谷小、有吉小
	椎名小		泉谷小、金沢小、扇田小	おゆみ野南小
	大木戸小	越智小	土気小、あすみが丘小	土気南小、大椎小

表 近接する学校との検討が考えられる小規模中学校14校<15校>

Bパターン

区	小規模校 中学校	直線距離3km以内に立地する中学校 行政区外の中学校は除く		
		12学級未満	12学級以上18学級以下	19学級以上
中央区	川戸中	松ヶ丘中、星久喜中		蘇我中
	星久喜中	末広中、葛城中、 松ヶ丘中、川戸中		蘇我中
	末広中	葛城中、椿森中、新宿中、 松ヶ丘中、星久喜中		蘇我中
	椿森中	末広中、葛城中、新宿中		
	松ヶ丘中	末広中、葛城中、 川戸中、星久喜中		蘇我中
	葛城中	末広中、椿森中、新宿中、 松ヶ丘中、星久喜中		蘇我中
花見川区	さつきが丘中	犢橋中、花見川一中、 緑が丘中、花見川二中	幕張中、天戸中、 <朝日ヶ丘中>	花園中
	犢橋中	花見川一中、花見川二中、 さつきが丘中、こてはし台中、 緑が丘中	天戸中	
	<朝日ヶ丘中>	さつきが丘中、緑が丘中、 花見川二中	幕張中、天戸中	花園中
稲毛区	千草台中	緑町中、都賀中	小中台中、轟町中、草野中	
	緑町中	千草台中、都賀中	小中台中、轟町中、稲毛中	
	都賀中	緑町中、千草台中	小中台中、轟町中、草野中	
若葉区	更科中	千城台南中		
緑区	越智中	土気中	土気南中、大椎中	
	土気中	越智中	土気南中、大椎中	

* 小規模校は、平成18年・24年とも12学級未満とした。12学級未満と12学級以上18学級以下、19学級以上は、平成18年5月1日現在。参考として、18年度は12学級以上であるが24年度推計で12学級未満となる学校を< >内に示す。

* 距離は学校間の直線距離、行政区外の学校は除いた。

ウ 通学手段の確保による離れた学校同士の適正配置(統合) - Cパターン

小規模校が離れて存在している場合は、離れて存在する小規模校や適正規模校と、スクールバスなどによる通学手段の確保により、学校適正配置(統合)の検討が可能である。また、1小1中など、通学区域で比較的近い場合は、「小中一貫校」についても検討が可能である。

表 離れて存在する小規模校 Cパターン

通学方法を検討	白井小 大宮台小3.8km	白井中 大宮中3.2km
	更科小 千城台旭小2.6km	大宮中 白井中3.2km
	若松台小 千城台北小2.4km	

* 小規模校は、平成 18 年・24 年とも 12 学級未満とした。12 学級未満と 18 学級未満は、平成 18 年 5 月 1 日現在。平成 18 年は 5 月 1 日現在の児童生徒数、平成 24 年は推計値。

* 距離は学校間の直線距離を示しており、行政区外の学校は除いた。

エ 大規模校の適正配置

大規模校(25 学級以上)は、将来を見通して、通学区域の調整と共に、特別教室の改修、仮設校舎の建築、新設校の計画等の検討が必要である。

表 25 学級以上の大規模校

大規模校(25学級以上)	小学校2校	(中学校5校)
	宮崎小 26学級 31学級 桜木小 30学級 25学級	(花園中23学級 27学級) (蘇我中23学級 29学級) (泉谷中22学級 31学級) (打瀬中15学級 27学級) (有吉中22学級 25学級)

* 大規模校は、平成 18 年・24 年とも 25 学級以上とした。

* 学校数は、左の数字が平成 18 年、右の数字が平成 24 年(推計値)。

* 中学校は現在大規模校がないため、24 年に 25 学級以上を掲載。

* 泉谷中学校・有吉中学校は平成 23 年の鎌取第三中学校(仮称)開校により学校規模が適正化される予定。

～ 学校適正配置の推進に向けて～

教育委員会ができる限り早い時期に学校適正配置の基本方針を定め、地域の特性に対応した学校適正配置に、計画的に取り組むことを強く期待する。そして、子どもたちと教師の笑顔が溢れる教育環境の整備に向けて全力で取り組んで頂きたい。